

1. 部局運営に関する細則

(目的)

第1条 本細則は、各部局が業務を分担し実務を執行することで、理事会の意思決定ならびに議事運営の円滑化を図ることを目的とする。

(部局)

第2条 第1条の目的を達成するために、一般社団法人関東大学女子バスケットボール連盟定款第46条にある8の部局を設ける。

1 総務部 2 企画部 3 競技部 4 広報部 5 渉外部 6 財務部 7 強化部 8 審判部

(業務分担)

第3条 各部局が分担する業務範囲ならびに業務運営の責任者は、次のとおりとする。

1. 総務部（部長1名、副部長若干名および委員）

- (1) 会議の総括
- (2) 庶務に関する事項
- (3) 他の部局に属さない諸々の事項

2. 企画部（部長1名、副部長若干名および委員）

- (1) 主催大会での企画立案および実施

3. 競技部（部長1名、副部長若干名および委員）

- (1) 各大会の競技事項の立案
- (2) 各大会の競技会場の確保ならびに日程の調整、さらに大会の運営と管理
- (3) チームならびに選手登録の資格審査
- (4) 各大会における出場者の資格審査

4. 広報部（部長1名、副部長若干名および委員）

- (1) 報道機関との関係に関する事項
- (2) 印刷物の発行
- (3) 広報の渉外に関する事項
- (4) 競技記録（各大会名および開催年度）の管理・編集・保管ならびに編集記録の配布

布

5. 渉外部（部長1名、副部長若干名および委員）

- (1) 渉外に関する業務

(2) 大会プログラムの作成

6. 財務部（部長1名、副部長若干名および委員）

- (1) 予算および決算の総括（総合・部局・事業別）
- (2) 金銭の出納報告

7. 強化部（部長1名、副部長若干名および委員）

- (1) チームの強化を目的にする講習会や研修会の企画に関する立案と実施
- (2) 選抜チーム編成（スタッフ含む）ならびに、上部団体が編成するチームの選手選考

8. 審判部（部長1名、副部長若干名および委員）

- (1) 審判講習会の立案と実施
- (2) オフィシャル講習会の立案と実施
- (3) 各大会の審判員の割り当てと依頼の連絡
- (4) 各大会の審判員の推薦や指名ならびに派遣

（改廃）

第4条 本細則の改廃を行う場合は、理事会で出席者の過半数の賛成を必要とする。

附 則 この細則は、2025年2月22日に成立し、同日より施行する。